

平成29年第3回教育委員会定例会

(2月7日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成29年2月7日(火) 午後2時10分から午後3時32分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

教 育 長	矢 下 薫
教育長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
委 員	垣 内 恵美子

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
庶 務 課 長	岡 田 和 平
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
放課後対策担当課長	柴 崎 次 郎
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	小 柴 憲 一
生涯学習課長	小 川 信 彦
スポーツ振興課長	廣 部 正 明
中央図書館長	齊 藤 明 美
事務局副参事	山 田 安 宏

○日 程

日程第1 議案審議

- 第3号議案 平成28年度東京都台東区一般会計補正予算(第4回)における教育費関係計上予定案の意見聴取について
- 第4号議案 平成29年度東京都台東区一般会計予算(当初)における教育費関係計上予定案の意見聴取について
- 第5号議案 東京都台東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第6号議案 東京都台東区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

- 第7号議案 東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第8号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第9号議案 東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第10号議案 東京都台東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

- ア 私立幼稚園入園祝金の充実について
- イ 台東区発足70周年記念事業「校歌集CD作成」について

(2) 生涯学習課

- ウ 台東区ジュニア・ギター教育協会が実施する事業に対する共催について

2 報告事項

(1) 庶務課

- ア 平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- イ 後援名義使用について

3 3月の行事予定について

4 その他

午後2時10分 開会

○矢下教育長 ただいまから、平成29年第3回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 これにご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

〈日程第1 議案審議〉

第3号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

まず、第3号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第3号議案、平成28年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）における教育費関係計上予定案の意見聴取についてご説明いたします。

本案は来る第1回区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため提出するものでございます。

次ページが内訳でございます。

今回の補正は、歳入について総額872万2,000円の、歳出について総額3億8,159万6,000円のそれぞれ減額でございます。

以下、主なものを申し上げます。1枚おめくりください。

歳入の内訳でございます。国庫負担金では、こども園施設型給付が528万円の減額、保育委託費が1,387万6,000円の増額となっております。これら2事業につきましては、都負担金の項においても補正額を計上いたしております。

次に、国庫補助金では、幼稚園就園奨励費が100万円の減額、保育対策総合支援事業費が1,498万5,000円の減額となっております。

都補助金では、待機児童解消区市町村支援事業費が1,742万6,000円の減額、小規模保育運営支援等事業費が1,476万2,000円の減額、保育所等賃借料補助事業費が2,232万1,000円の増額となっております。

雑入では、社会保険料及び東京都立浅草高等学校温水プールが減額となっております。

続いて、歳出の内訳でございます。裏面をご覧ください。

教育総務費では、教職員研修旅費が644万4,000円の減額となっております。

小学校費では、小学校施設管理が4,000万円の減額、小学校普通教室フローリング整備

が2,228万8,000円の減額、小学校体育館エアコン整備が、1,554万2,000円の減額となっています。また、要保護・準要保護就学援助が630万円の減額となっています。

中学校費では、中学校施設管理及び要保護・準要保護就学援助が減額となっています。

幼稚園費では、私立幼稚園就園奨励が500万円の減額、私立幼稚園保護者補助が850万円の減額となっています。

児童保育費では、保育委託が8,092万6,000円の増額、次のページになりますが、認可保育所の誘致が6,300万円の減額、小規模保育施設の誘致が2,200万円の減額、保育所等保育士等人材確保が1,324万1,000円の増額、こどもクラブ運営が1,562万1,000円の減額となっています。

こども園費では、こども園施設型給付が1,600万円の減額、ことぶきこども園管理運営が1,500万円の減額となっています。

社会教育費では、文化財復元補助が674万7,000円の減額となっています。

社会体育費では、東京都立浅草高等学校温水プール区民開放が1,082万8,000円の減額となっています。

増減の理由につきましては、それぞれ資料記載のとおりでございます。

それでは、議案の裏面にお戻りください。

教育委員会の意見として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおり決定くださるようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

ほとんど、事業の中身に合わせて削ってきたという、そういう話ですね。

○庶務課長 はい。事業概要のところに理由を記載しておりますが、主に契約の差金が出たものを減額しております。それから、当初の見込み数より大幅に対象の人数が減ったと、そういったものによる減額でございます。そもそも事業の規模が縮小したとか、そういったものはございません。

○垣内委員 職員費が給与等の実績減で減っているのですが、この部分はどういう理由なのでしょう。

○庶務課長 職員費等につきましては、予算を立てるときに前年度の、たしか10月1日現在だと思っておりますが、そのときにいるその職場の人の給料で積み上げをしております。実際に翌年度に予算を執行する年度になりますと、人事異動ですとか、あるいは退職・採用の関係で一人一人の給与等が変わってまいりますので、その結果として、今年度これだけ差金といいますか予算が残るということで減額の補正をしているということでございまして、これは毎年どうしても生じてしまうものでございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第3号議案については原案どおり決定をいたしました。

第4号議案・庶務課アイ

○矢下教育長 次に、第4号議案を議題といたします。

なお、関連する教育長報告の協議事項、庶務課のア及びイについても一括して議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、まず第4号議案、平成29年度東京都台東区一般会計予算（当初）における教育費関係計上予定案の意見聴取についてご説明します。

本案も区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため提出するものでございます。

次のページをご覧ください。平成29年度一般会計における教育関係経費全体の歳入・歳出科目別予算の一覧でございます。

歳入は、総額42億416万4,000円、前年度比15億1,149万4,000円、56.1%の増でございます。歳出は、総額219億2,084万円、前年度比53億2,869万1,000円、32.1%の増でございます。

以下、主な内容を申し上げます。別添の資料の1ページをご覧ください。

はじめに、歳入予算でございます。分担金及び負担金では、保育費の見込み人数増に伴い教育費負担金が3,182万1,000円の増額となっております。国庫支出金では、私立保育所及び私立こども園等の新設、また、蔵前小学校改築に伴い教育費負担金が1億9,638万9,000円の増額となっております。また、保育所等の誘致及び大規模改修工事の実施に伴い、教育費補助金が5億2,258万4,000円の増額となっております。これらの項目については、次の都支出金で同様に予算額が大幅に増額となっております。

諸収入では、定期利用保育料の計上により、利用料収入が2,944万9,000円の増額となっております。

2ページをご覧ください。歳出予算でございます。

一般会計予算は総額988億円、前年度比20億円、2.1%の増でございます。教育費は先ほど申し上げたとおりでございます。教育費の一般会計に占める割合は22.2%となっております。

その下の表は、教育費における項別の内訳でございます。構成比100%の欄を横にご覧ください。事業費は187億7,021万5,000円、前年度比54億544万円、40.4%の増でございます。また、人件費は31億5,062万5,000円、前年度比7,674万9,000円、2.4%の減でございます。

ます。

3ページをご覧ください。人件費の増減説明でございます。

予算額の増減は、主に給与改定や職員構成の変化によるものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。歳出予算の内訳となっております。

教育総務費では、指導課運営が3歳児学級へ非常勤講師を配置することにより、3,434万4,000円の増額、オリンピック・パラリンピック教育の推進が、研究協力校からの組み替えや新たに私立幼稚園・保育所等への補助金を計上したことにより1,805万円の増額となっております。また、新規事業として校歌集CDを作成します。後ほどご説明します。

小学校費では、黒門小学校及び平成小学校の大規模改修工事の実施、また蔵前小学校改築工事の進捗に伴い予算額が大幅に増額となっております。一方、小学校施設管理では光熱水費等が、また、小学校普通教室フローリング整備の終了や、蔵前小学校仮校舎設置の終了により減額となっております。また、新規事業として、区有施設省電力型省照明整備としてLED照明を計画的に整備するため、8,061万9,000円を計上しています。

5ページをご覧ください。

中学校費では、生徒用のパソコンを3校で入れ替えるため、1,359万5,000円の増額、中学校教科書改訂対応が、教師用指導書整備終了により減額、忍岡中学校大規模改修が工事終了により減額、上野中学校大規模改修が工事進捗により6億3,970万4,000円の増額、要保護・準要保護就学援助が認定見込み数の減により1,637万4,000円の減額となっております。また、区有施設省電力型照明整備に要する経費を新たに計上いたしました。

校外施設費では、少年自然の家管理運営が減額となっております。

幼稚園費では、後ほどご説明いたしますが、私立幼稚園入園祝金の引き上げにより、834万円の増額、幼稚園施設保全が、田原幼稚園保育室整備工事実施により1,419万8,000円の増額、竹町幼稚園大規模改修工事の実施により5,619万9,000円の増額となっております。

児童保育費では、保育所2園の開設等により、保育委託が3億982万6,000円の、私立保育所振興が3,318万7,000円の増額となっております。また、私立保育所整備事業補助が改築工事・新築工事に伴い2億3,442万3,000円の増額、さらに認可保育所等の誘致が、園数の増より6億5,226万8,000円の増額となっております。

6ページの中ほどから下になりますが、玉姫保育園・児童館・こどもクラブ大規模改修工事及び池之端児童館・こどもクラブ大規模改修工事による増額がございます。また、新たに定期利用保育の実施及び松が谷保育園・児童館・こどもクラブの大規模改修に伴う経費を計上いたしました。一方、中ほどになりますが、柳北保育室管理運営及び保育所仮園舎整備終了による減額を見込んでおります。

こども園費では、認定こども園の誘致が9,507万2,000円の増額、こども園開設に伴い施設型給付及び私立こども園振興費が増額となっております。

7ページになりますが、区有施設省電力型省照明整備の経費を新たに計上いたしました。社会教育費では、浅草寺伝法院建造物保存修理事業開始により、文化財復元補助が1,852

万7,000円の増額、図書館管理運営が空調機更新等工事及び図書館ニーズ調査の実施により1,832万6,000円の増額、図書館情報システムのICタグシステム更新終了による731万5,000円の減額を見込んでいます。

社会体育費では、リバーサイドスポーツセンター野球場の人工芝張替等工事实施により1億3,660万6,000円の増額、清島温水プール及び柳北スポーツプラザにおける工事等終了による減額を見込んでいます。

8ページ及び9ページは、29年度に実施をしている主な事業の一覧でございます。

新規事業には、事業名に下線を引いておりますが、8ページでは、区有施設省電力型照明整備、校歌集CD作成、定期利用保育、9ページでは、松が谷保育園・児童館・こどもクラブ大規模改修の合わせて4事業となっております。

そのほか、教育保育施設整備として、小学校体育館エアコン整備をはじめとする7事業、学校園教育の充実として、小学校及び中学校ICT教育の推進をはじめとする2事業、子育て支援の充実として、認可保育所の誘致をはじめとする4事業、社会教育体育の充実として、リバーサイドスポーツセンター維持修繕をはじめとする2事業の合わせて19事業がございます。

事業の概要は、内容説明の欄をご覧ください。

それでは、議案の裏面にお戻りください。

教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださるようお願いいたします。

続きまして、この当初予算に関連をいたします、協議事項、庶務課のア及びイについてご説明いたします。

まず、アの私立幼稚園入園祝金の充実についてでございます。資料1をご覧ください。

区では、私立幼稚園に入園した幼児の保護者に対して、入園料の補助として所得に関わりなく一律3万円を交付しておりますが、23区の入園料補助額の平均は約5万3,000円となっており、およそ2万円の開きがございます。そこで、入園祝金を経29年度から5万円に引き上げ、保護者の経済的負担の軽減と、幼児教育の振興を図るものでございます。

対象者はおよそ400人を見込んでおります。予算額でございますが、補助金全体で2,070万円、そのうち充実分は828万円となっております。

アについての説明は以上でございます。

次にイ、台東区発足70周年記念事業校歌集CD作成についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

平成29年は、旧下谷区と旧浅草区が合併し、台東区が発足して70周年の節目の年に当たることから、これを記念し、今後も校歌が歌い継がれること、また、教育的資料とするため、昭和22年4月1日以降に統廃合した区立小・中学校22校、及び現存する区立小・中学校26校、合わせて48校の校歌を収録CD及び歌詞集を作成するものでございます。

校歌は歌詞を見ながら歌うことができるよう、メロディーラインも含めてオーケストラにより演奏し、収録をいたします。演奏は、藝大フィルハーモニア管弦楽団及び台東区ジュニアオーケストラにお願いをいたします。

予算額は2,000枚の作成で、863万7,000円を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 今回の資料1の私立幼稚園入園祝金の充実について。予算額が示されていて、そこに増額分の金額が書いてあるのですが、先ほどご報告いただいた29年度の教育関係歳入支出予算の5ページ目になりますが、この増減額の欄に記されている金額と違うのは、何か理由があるのでしょうか。

○庶務課長 予算関係の資料の5ページのほうの834万円につきましては、28年度予算との差額、予算総額の差額でございます。資料1のほうは、今回3万円から5万円に増額する分の予算額でこれだけ占めているということでございます。

○高森委員 充実分ということですね。

○庶務課長 はい。そういう違いでございます。

○高森委員 前年度との比較ではないわけですね。

○庶務課長 はい。

○樋口委員 基本的に私立幼稚園に行こうが、公立の幼稚園に行こうが、一応、園料は保護者には負担はないわけでしょうか。私立で言えば幾らですか。

○庶務課長 私立幼稚園については、それぞれ入園料ですとか保育料ですとか園によって違ってございまして、それによる公立との差がかなり大きいわけですので、国や東京都や区がそれぞれ補助する、就園奨励の制度ですとか保護者の負担軽減ですとか、そういう制度を設けております。

基本的には、おそらく若干ではございますが、私立に行ってもご負担はございます。所得に応じて負担する額は違います。

○樋口委員 本区では一番高いところは、どのぐらいの保護者の負担があるのですか。

○庶務課長 まず、今回ご提案しております入園料について申し上げますと、区内で一番高い私立幼稚園は10万円でございます。一番低いところは5万円ということでございます。

保育料については、最も高い園で年額32万4,000円、一番低いところで28万2,000円、これが28年度の金額でそのようになっております。

○樋口委員 この間の私立園長先生の話をお聞きすると、やはり園の充実を図りたいという話を聞きます。そうしますと、私立の運営に関して、例えば絵本の充実などをすると、次世代まで使えるのですが、この場合は1回限りで、その保護者だけが補助をもらいましたという話になってしまって、次につながらないわけですね。幼稚園の充実という話にならないのではないかと話になって、財政学者の方からすれば、そこに本当に補助していいのかという話になるのだけれども、まあ東京都は金があるから出しているということで

しょうかね。

○庶務課長 私立幼稚園に対する補助の制度もございまして、通常の教育活動に対する補助ですね、例えば、図書を充実する、遊具を充実する、それから体力向上を図る。いろいろな補助制度がございます。一方で保護者の負担軽減を図るということがございまして、今回はこの保護者の負担軽減を図るほうの充実を図るというものでございます。

○樋口委員 まあ、予算があればの話ですね。

○矢下教育長 この件は、23区との差が広がってきたからでしょうか。

○庶務課長 補足をいたしますと、23区中この入園の祝金を出している区は20区でございます。3区が出していないわけですが、出している20区中、台東区の3万というのは一番下となっております。ですので、やはり説明の中でも申し上げましたが、23区の平均額ぐらいまでは引き上げようということで今回こういった改正を行いました。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第4号議案については原案どおり決定いたしました。

また、協議事項の庶務課のア及びイについても協議どおり決定いたしました。

第5号議案

○矢下教育長 次に、第5号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第5号議案、東京都台東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、本条例の規定が、幼稚園教育職員についても適用されることから、区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため提出するものでございます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴うものでございます。

主な改正点は3点ございます。内容と該当する条文を新旧対照表でご説明いたします。

まず、改正の1点目は、子の範囲を拡大いたします。該当する条文でございますが、1枚目、表面の第2条の2、裏面の第3条、そして2枚目表面の第8条となります。

内容でございますが、これまでは、法律上の親子関係にある子のみとしておりましたが、これを特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などへ拡大い

たします。

2点目は、非常勤職員の育児休業取得要件を緩和いたします。該当する条文でございますが、1枚目、表面の第2条でございます。

内容は、これまで「子が1歳になった後の雇用の継続の見込みがある場合」などとしておりましたが、これを「子が1歳6カ月になるまで雇用終了が明らかではない場合」といたします。

3点目は、介護時間の導入に伴い、部分休業の承認規定を変更いたします。該当する条文は、2枚目、裏面の第15条でございます。介護時間につきましては、第8号議案でご説明いたしますが、これまでは、部分休業と育児時間を同日に取得する場合は合算して2時間以内としておりましたが、これを部分休業と育児時間、そして、介護時間を合算して2時間以内といたします。

そのほか、必要な条文整理を行います。

最後になりますが、本条例は平成29年4月1日から施行いたします。

それでは、議案の裏面にお戻りください。

教育委員会の意見の案といたしまして、本委員会としては、原案に異存はありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおり決定くださるよう、お願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

範囲を広げたということでもいいですか。

○庶務課長 子の範囲と非常勤職員がよりとりやすくなるということでございます。法律の改正に伴って改正するものでございます。

○末廣委員 育児休業に関してはこれでよろしいと思いますが、介護休業のほうも国の規定が今度変わったようなことを伺っていますが、それはまだでしょうか。

○庶務課長 今、3点目の内容の変更の際に触れましたが、今度、新たに介護時間、介護休業というのもございますが、今度は時間単位でとれる介護時間という制度もでき上がりました。これにつきましては、本日の第8号議案の中で改めてご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○樋口委員 これは法律だから仕方がないと思うのですが、非常に二重カギ括弧、三重カギ括弧が多くてわかりづらいのですが、これは条文上仕方がない話ですよ。

○庶務課長 これはいかんともしがたいということで、ご理解をいただきたいと思います。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第5号議案については原案どおり決定いたしました。

第6号議案

○矢下教育長 次に、第6号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第6号議案、東京都台東区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案も本条例の規定が、幼稚園教育職員についても適用されることから、区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため、提出をするものでございます。

配偶者同行休業制度は、配偶者が外国で勤務することとなった場合などに、外国でともに生活をするため、3年を超えない範囲で休業を認めるものでございます。これまで延べ3年を超えなければ、1回に限り延長を認めておりましたが、この度、国が再度の延長を認めることとしたため、特別区においても同様の措置をとることといたしました。地方公務員法では、再度の延長については、条例で定める特別な場合がある場合と定めていることから、この度本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第6条の2として、再延長の要件を、休業期間が満了する時点で、配偶者の外国での勤務が引き続くことになること。そして、その引き続くことが1度目の延長の際には確定していなかったことなどと定めます。

また、この条文の制定に伴いまして、第1条の文言整理を行います。

付則でございますが、本条例は、平成29年4月1日から施行いたします。

それでは、議案の裏面をご覧ください。

教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおり決定くださるようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第6号議案については原案どおり決定いたしました。

第7号議案

○矢下教育長 次に、第7号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 第7号議案、東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案の区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため、提出をするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

東京都台東区池波社会教育振興基金について、基金の額を現行の1億9,800万円から100万円を取り崩して、1億9,700万円とするものでございます。取り崩す100万円につきましては、平成29年度予算に繰入金として計上し、中央図書館の池波正太郎記念文庫の事業に充当するものでございます。

それでは、議案の裏面をご覧ください。

教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださるようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第7号議案については原案どおり決定いたしました。

第8号議案

○矢下教育長 次に、第8号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 第8号議案でございます。台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する意見聴取についてご説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、以下、育児介護休業法といいます。この改正に伴い、所要の整理を行うために提出するものでございます。

はじめに、育児介護休業法の改正内容についてご説明いたします。

1点目は、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しです。育児休業の対象となる子の

範囲に、特別養子縁組の看護期間中の子及び養子里親に委託されている子等が新たに含まれることとなりました。

2点目は、介護を行う職員への超過勤務免除措置の新設です。現行の制度では、育児を行う職員のみ措置されていた超過勤務の免除が、介護を行う職員にも適用されることとなりました。

3点目は、介護時間の新設です。現行の介護休業とは別に、介護のために1日の勤務時間のうち、一部勤務しないことを承認できる制度が設けられました。

それでは、本条例の具体的な改正内容についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

第11条第1項は、下線部の括弧書き部分を加え、育児休業等の対象となる子の範囲を定義するものでございます。

次に、第11条第2項の一つ目の修正につきましては、現行の条例において定められている要介護者の範囲が条文によって異なる状況から、定義の統一を図るために文言修正を行うものです。

二つ目の修正は、前項で子の定義の括弧書きが加わったことにより、同項の子にも同様の括弧書きが加わるものです。

次に、第11条の2の第2項の新設及び第3項の文言の修正につきましては、第1項で定められている育児を行う職員を対象とした超過勤務の制限が、要介護者の介護をする職員に対しても準用される旨を定めるものでございます。

次に、第18条の2の新設につきましては、介護時間に関する規定を定めるものでございます。

最後に、第17条の改正についてご説明いたします。

現行の特別休暇に、育児参加休暇を新設するものでございます。育児参加休暇は、主たる職員の妻が出産する場合に、産前・産後の期間に男性職員が育児を行うための休暇です。

この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、本案についてご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第8号議案については原案どおり決定いたしました。

第9号議案

○矢下教育長 次に、第9号議案を議題といたします。

放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、第9号議案、東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をさせていただきます。

本件は、区議会に付議する条例議案作成のため意見を求められているため提出するものでございます。

恐れ入ります、議案についております新旧対照表をご覧ください。

橋場こどもクラブにつきましては、今年度末をもって閉じるということになっております。こどもクラブに関しましては、こどもクラブ条例の別表のところでは名称と実施場所を列記して定めているところでございます。その関係でこの現行の条例の別表の中から、橋場こどもクラブの名称と実施場所を削るものでございます。

この条例は平成29年4月1日から施行をいたします。

恐れ入ります、議案の2枚目、裏面のほうをご覧くださいませ。意見のほうといたしまして、本委員会としては、原案に異存ありませんということで意見を提出したいと思っております。

ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

ご説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第9号議案については原案どおり決定いたしました。

第10号議案

○矢下教育長 次に、第10号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 第10号議案、東京都台東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本議案は、東京都特別支援教育第三次実施計画により、平成29年度から本区の小学校で特別支援教室が設置されることに伴い、規定の整理を図るものでございます。

特別支援教室では、これまで通常の学級に在籍する特別な指導を必要とする発達障害のある児童は他校に設置されている通級指導学級に通っておりましたが、各校に特別支援教室が設置され、教員が巡回して指導する方式となることで、児童が在籍校で特別な指導を

受けられるようになります。

それでは、改正内容についてご説明いたします。お手元の新旧対照表をご覧ください。

教育課程の届出について、第11条の7第4項と第5項を新規に追加いたします。

第4項は、特別支援教室の教育課程について定めたものでございます。各校の特別支援教室の教育目標、目標を達成するための基本方針、指導の重点、その他配慮事項を記載するものでございます。

続きまして第5項でございますが、特別支援教室に通級する児童の教育課程について定めたものでございます。これは、特別支援教室で通級指導を受ける児童について、児童の学年及び氏名、障害の種別・状態、指導目標、指導の基本方針等を記載するものでございます。

いずれも来年度実施する教育課程については、毎年3月末までに教育委員会に届け出ることとなっております。

この規則につきましては、平成29年3月1日から施行いたします。

第10号議案のご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 翌年度実施するのを、その前年度の3月末日までに届けるということですが、間に合うのですか。

○指導課長 教育課程の届出につきましては、今回、特別支援教室を実施するにあたり、特別の委員会を設置して、これまでも教育課程の様式等につきましては、春の段階から学校にもお示しをしておりますので、作成については課題はないかと考えております。

○高森委員 教育目標は各学校で、通常学級のほうは通常そのままだと思いますが、この特別支援については、毎年変わる可能性があると考えていいのでしょうか。

○指導課長 はい。在籍しているお子さんも変わりますので、ここは巡回校の教員と在籍校の校長との十分な情報交換の上で行ってまいります。

○樋口委員 この届け出だけでよろしいわけですか。

○指導課長 これは、ほかの通常学級も同様に、全て3月に次年度の教育活動については、教育課程の届出を行うことになっておりますので、それに倣った形で、特別支援教室につきましても教育課程の届出を進めていきたいと考えております。

○樋口委員 3月31日に提出された書類に不備があった場合、どうするのですか。

○指導課長 教育課程につきましては、この特別支援教室に限らず、全ての小中学校に、まず相談日というものを設けて、事前に指導課の指導主事と学校の教務主任等でその内容の確認。また、必要に応じて修正の指示を行い、その修正されたものを受理する形となっておりますので、こちら特別支援教室につきましても、そのような手続で進めてまいりたいと考えております。

○樋口委員 確認ですけれども、4項の4項目、5項の7項目については、あらかじめ教育委

員会と意見交換した上で策定していくということでもいいですか。もうほとんど完成版が来るということで。

○指導課長 今回、当然、学校とのやりとりも行いますが、学校では来年度から初めて特別支援教室を実施するという実情もございますので、教育委員会からも既にその作成例ということで、こういった観点は必ず記載していただきたいというものをお示ししているところでございます。

○矢下教育長 そういうことであれば、可能であれば、例えば報告事項でもいいので、今度からこちらの定例会で各校の、特別支援だけじゃなくて通常学級も含めて、一覧がもしあれば私どももそこで各校の取組みを確認できるかなと思いますので、ご報告いただければと思います。

○指導課長 はい。そのように進めてまいりたいと思います。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第10号議案については原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(3) 生涯学習課 ウ

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、生涯学習課のウについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、ご説明をさせていただきます。資料の3をご覧くださいと思います。

日本ジュニア・ギター教育協会が実施いたします、「第39回ジュニア・ギターコンクール」の共催につきましてご説明をいたします。

本事業は、毎年、教育委員会も共催をしております、ミレニアムホールにおきまして実施をしているものでございます。このコンクールでは、ギターを学んでいます幼児から高校生までの子どもたちが毎年全国から数多く挑戦をしております。過去の入賞者の中には、全国的に、また国際的に活躍している演奏者もおります。つきましては、子供の音楽教育の推進及びミレニアムホールの活用による区民の生涯学習の振興の観点から、共

催につきましては例年どおりよろしくご協議の上、ご許可いただきますようお願い申し上げます。

よろしくお願いたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 これは要望ですけれども、連絡先の方が長野県となっておりますが、共催ですから、頻繁に情報交換をできるところに連絡先も置いておいたほうがよろしいかと思いますがいかがですか。

○生涯学習課長 資料の一番最後の下のほうに、日本ジュニア・ギター教育のこの役員の方の名前があるのですが、役員理事のところ見ていただきますと、村治様がいらっしゃいまして、連絡先としては、何かあれば、そちらを通じて連絡させていただきます。

○樋口委員 ですが、担当者名及び連絡先が斎藤さんになっているので、これは書類上のことですけどね。連絡先が内々でわかれば、よろしいかなと思いますが。

○生涯学習課長 今の意見も踏まえまして、全国的な展開で、都内にもいろいろな役員の方がいらっしゃいますので、連絡がちゃんとして、対応ができる方をこちらからもお申し入れさせていただきます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、生涯学習課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いいたします。

はじめに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、まず、アの平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、資料4概要版でご説明いたします。

この点検及び評価は、教育行政をより効率的、効果的に推進することを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づいて実施しているものでございます。

対象とした事務でございますが、平成27年度に実施した事業のうち、本区において教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけられております、学びのキャンパス台東アクションプラン及び台東区生涯学習推進プランに関連するものでございます。

アクションプランに関するものとして、「かけがえのない命を大切にした豊かな心づく

りの推進」と、「伝統と共に生きる豊かな感性の醸成」。

生涯学習推進プランに関連するものとして、「生涯学習推進システムを確立する」と「地域力を高める」を今回の対象といたしました。

個々の事業名については、資料に記載のとおりでございます。

2ページをご覧ください。点検及び評価の方法でございますが、資料に記載の7項目について点検・評価を行った上で、学識経験者のご意見を頂戴しております。今年度も昨年度より引き続き、尾木先生、前田先生、有村先生からご意見をいただいております。

項番5には、点検及び評価の結果を抜粋しております。

まず、「かけがえのない命を大切にしたい豊かな心づくりの推進」の施策の総合評価です。

人権教育・生命尊重教育等については、人権尊重教育推進校での研究や人権教育研修会等での研修で、教員の人権意識の向上を図り、生命の尊さと自他の生命を尊重する指導の改善を進めており、概ね順調に推移している。体験活動については、関係部署と連絡・調整しながら計画的に進めており、今後も学校園のニーズを把握しながら、適切に事業を進めていくということで、A評価といたしました。

学識経験者からは、芸術体験に関わる事業が着実に展開されている。最近の子どもの生活環境には偏りが認められ、芸術に触れる機会は必ずしも多いとは言えない。それだけに、文化活動・施設に特色を持つ本区ならではの事業展開になるよう、一層の充実を期待したい。

ソーシャル・キャピタルという言葉がよく聞かれるようになったが、子どもたちの知育・徳育・体育を高めるうえで重要であり、「下町台東の美しい心づくり」の考えと活動は、その最たるものと思われる。様々な工夫をして、盛り上げてほしいなどのご意見をいただきました。

次に、「伝統と共に生きる豊かな感性の醸成」についてです。

「台東区子ども歴史・文化検定」では、学校ごとの受検を実施し、受検者数が10倍以上になるなど、改善を進めており、概ね順調に推移している。小学校演劇鑑賞教室や東京藝術大学の学生等による音楽、部活動等への指導などは、関係団体と連携をとりながら計画的・継続的に実施できており、事業全体は順調であるということで、総合評価はAといたしました。

学識経験者からは、学校での教育活動は、教室での授業を中心とするだけに、学習が体験を離れ実感の薄いものになる場合がある。「芸術への理解の促進」に盛り込まれた授業はその点において意味があり、展開される活動によって、子どもたちは自然な形で伝統文化や芸術活動を身近なものとしてとらえるに違いない。今後も一層の充実を図ることが求められる。

本施策は、台東区の特色・よさが最も発揮できる分野であり、とりわけ、「上野の山文化ゾーン」の存在は、国際的にも国内的にも揺るがない地位と内容を有している。台東区の子供たちや区民が、誰よりも優先してこの「地元の利」を享受することが大切ではない

か。などの意見をいただきました。

次に、「生涯学習推進システムを確立する」についてです。

生涯学習の場の整備として、社会教育館等においては指定管理者制度などを活用し、適切に運営している。施設の利用実績もおおむね増加傾向にあり、周知事業も当初の予定どおり実施していることから、順調であるということで、総合評価はAといたしました。

学識経験者からは、区民対象の学習事業では、参加者個々人の一層主体的な学習を促せるように、参加者同士の協働学習の形態なども工夫してはどうか。

本施策の使命は、生涯学習の推進は施設や設備の活用から、子供たちや区民が自己学習の基盤にしているネット社会の情報ツールの活用への転換を図ることである。

これにより個々のアイデンティティの確立と多様性のある人間関係づくりも促進されようなどのご意見をいただきました。

次に、「地域力を高める」についてです。

施策全体としては、おおむね計画どおり進捗している。しかし、社会参加活動促進での実績がないことや学習支援ボランティアの新規登録者が見込み数ほど増えていない課題があるということで、総合評価はBといたしました。

学識経験者からは、本施策においては、中央教育審議会における議論も踏まえ、区民との協働による課題解決、地域資源の見直し、地域住民の自発的な活動の支援などが確かに押さえられ、施策の方向が適切に定められている。地域資源の見直しでは、人材資源と、組織及びそのネットワークに着目しているのは的を得ていて期待できる。なによりも、学びの主体を区民サイドにすることである。可能な限り、行政の関与を少なくすることが、本施策の成功につながると思う。学ぶことは学習者自身の自律的な営みであるからであるなどのご意見をいただきました。

点検及び評価の概要は以上でございますが、この度の結果や学識経験者のご意見を踏まえ、引き続き取組みの充実に努めてまいります。

なお、本件は、3月2日の区民文教委員会においても報告をする予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、報告事項のイ、台東区教育委員会後援名義使用について、資料5でご説明をいたします。

今回は庶務課取扱分1件、指導課取扱分1件で、いずれも継続の案件となっております。

庶務課取扱分でございますが、NPO法人日本声楽家協会が7月17日に実施をいたします、「海にきらめく珠玉のチャリティガラコンサート 15」でございます。

指導課取扱分は、青山学院大学社会情報学部ワークショップデザイナー育成プログラム事務局が3月12日に実施をいたします、「ぎゃくてんじかんワークショップ」でございます。

よろしく願いをいたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきましては、まずは報告事項、庶務課のアについて何

かご質問はございませんか。

○高森委員 今ご報告いただいた、別紙の点検・評価の結果の抜粋のところには載っていないところなのですが、この冊子の28ページ、下から2段落目の黒丸の部分、①番の人権尊重教育推進校7校の成果のところと、あわせて、②番のいじめ問題の取り組みを見直しているかどうかというご指摘がありました。いじめ防止対策推進法が平成25年に定められてから施行後3年目を迎えているかと思うのですが、その辺りの検討についてはされているのでしょうか。事例が特にないということで行われていないのか、その辺りのことについて教えてください。

○指導課長 まず、本区ではこのいじめ防止対策推進法が設立された段階で、各学校ごとにいじめ防止についての方針を毎年度設定するよということと、それから、校内だけでなく、PTAとの関係者等も含め、仮に重大ないじめ事故が発生した場合についてはすぐにその検討ができる委員会の設置を位置づけて進めております。

現在までのところは、いわゆる重大と言われるようないじめの問題については、未然に防止はなされていると認識しております。

○垣内委員 資料4ですが、2点ほど質問させてください。

まず1点目は、2ページのこの「かけがえのない命を大切にしたい豊かな心づくりの推進」は、総合評価でA、順調であるというようなことなのですが、学識経験者の方の意見の中で、この3年間ほぼ同様の事業実績であるとか、現状認識とかマンネリ化に対する危惧とか、そういったようなお声が聞かれておりますけれども、この点についてはどのように判断されているのか。

一般に、評価がAで順調であるといった場合は、課題がない状況かなと思いますが、その辺りの認識といたしますか、評価のあり方に関することになるかと思いますが、計画どおり順調にいけばいいのか、それとも計画が目指した目的が達成される、アウトカムまで考えるのかということによっても変わってくるのかなと思ったのですが、この辺りはどのように評価されるのかというのが1点目。

2点目は、4ページの地域力を高めるところで、評価がB、一部課題があるというところなのですが、なかなか難しいところもあるかと思いますが、学識経験者のご意見の中で、行政的な関与を少なくしながら、順調に進めていくという非常に難しいリクエストになっているかと思うのですが、ここは今後どのように対処していこうと考えているのか、2点お尋ねしたいと思います。

○庶務課長 全体的な総合評価の考え方でございますが、報告書の本編のほうをご覧いただきたいと思うのですが、例えば、6ページを開いていただいて、5番で執行状況の評価というのを三つの観点から評価をしております。この項目については、A、B、Aとなっております。これらを総合して6番の総合評価をしております。

例えば、Aが三つだからAですとか、Bが二つあってAが一つだからBですとか、そういう基準というのは特にございませんで、総合的に見て、AかBかということ判断をしております。

ます。

この評価に当たっては、学識経験者の意見というのは踏まえてはおりません。あくまでもこの教育委員会のほうとしての評価でございまして、自分たちで実施した評価と、それから、今日、教育委員会で各委員さんからいただくご意見ですとか、あるいは学識経験者の先生方からいただいたご意見を踏まえて、今後の展開を進めていくというように考えているところでございます。

個別のことについては、それぞれの所管のほうでお願いいたします。

○生涯学習課長 2番目の「地域力を高める」の部分でございしますが、今、委員からお話があったとおり、行政が各団体との関わりについて、非常に今、難しいところがございます。生涯学習を行っている各団体も非常に高齢者の方ばかりで存続に困っているところもあれば、積極的に仲間を増やしたいという若い人が中心になっているところもありまして、非常に多種多様に分かれています。

私どもといたしましては、個別にそれぞれの団体で持っている課題が異なっておりますので、個別の団体がそれぞれの課題に対して相談に乗るような形で基本的には対応してございます。

その上で、ラーニングスクエアなども、これは指定管理者のほうで民間のいろいろとノウハウを使って内容の企画などを行って、それに区が関与するような形になっておりますので、いろいろと個別の問題、個別の課題もありますが、それぞれの相談に乗りながら、大きいところでは民間の力を活用して、大きな流れもできるだけ捉まえながら個別に相談に乗っておりますし、今後もその形で対応できないかなと考えております。

○樋口委員 本編の5ページ、「ノーテレビデーの呼びかけ」なのですが、これは幼児に対するものかと思いますが、最近ではスマホのほうで深刻になっていて、日本小児学会は2004年にいち早く、スマホに子守をさせるなという警鐘を鳴らしております。それを含めて考えれば、ここのところは、「ノーテレビ プラス スマホ」まで、この時代の技術の進歩を考えれば、少し先まで言ったほうがよろしいかなと思いますので、今後、親子のコミュニケーションを図るですとか、周囲とコミュニケーションを図る能力を高めるためには、テレビをあまり見ない方がいいという話をするのであれば、スマホも入れたほうがよろしいかなと思いますので、追加のご検討をお願いしたいと思います。

○教育改革担当課長 冒頭、庶務課長のほうからご説明ありましたように、これは27年度段階についての評価をしております。27年度段階にあったアクションプラン、旧アクションプランということになりますが、こちらには確かに委員ご指摘のようにノーテレビデーしかないところでした。

昨年度アクションプランを改定しまして、まさに委員が危惧されるようにスマホも危惧されるということで、スマホに関するものも織り込んでおりますので、ここにはその表現はございませんけれども、現在はそれで進めております。

○樋口委員 27ページの委員の先生からご指摘の地域力なのですが、私がいつも本当に気

になっているのは、16歳以上及び55歳以上の教育の目標が、趣味ではなくて、生活の充実感プラス職業観というものをもう少し出したほうがいいのではないかというご指摘だと思いますが、まさにそのとおりで、特に16歳以上のところで学習の参加者が少ないという話ですので、この辺をどうやって充実させていくのかというのは、本区の大きな問題ではないかと思います。その辺は今後、どのような対応をされていく予定ですか。

○生涯学習課長 今、改定をしております「台東区生涯学習推進プラン」の中で、区民の意識調査を行ったところ、この1年間に行った生涯学習の結果と、今後行いたいというところで非常に差がございました。

その中で、教養的なものですか、仕事に役立つようなものというそういうニーズも非常に高いので、具体的にどのようなものが必要なのか、これからいろいろと検討してまいります。ニーズについても、趣味的なもの以外のものも含めて、これから検討していきたいと考えております。

○樋口委員 私の田舎の事例ですけれども、例えばかごを編むことについて、いわゆるプロがいて、その方が月1回、竹かごを編む講習をして若い人に教えていく。農業もそうなのですが、土のつくり方すら全く知らない場合に、専門家の方に学習講座を開いていただいて、教えていただく。料理もそうです。それを区民のそれなりの専門職の方を先生にして、技術を披露してもらって、それに対して子供ないしは、特に16歳以上で自分のなりたい職業を決めていない学生などに、それを教えていくというのが、職業に関する学習チャンスを与えるということになるかと思えます。

○生涯学習課長 今、私どものほうでもラーニングスクエアなどで、料理ですとか美術ですとかいろいろなものと、それから、申し込みの実績から見ますと、語学教育に関してのニーズが非常に高いということもございますので、今いただいたご意見も含めて、いろいろな内容を考えて、ニーズに合うように生涯学習の内容を検討していきたいと思えます。

○高森委員 先ほどの概要版のほうでは、総合評価の部分がそれぞれ、先生方の意見をまとめられていましたが、それぞれ今回、検討した四つの事業の中の冊子のほうでいくと、5番目に当たる執行状況の評価というのが個別具体的な評価になってくると思えます。

確かにAという評価は非常に順調に推移しているということになるのですが、どの事業もBという評価が一つずつ入っているのです。そのBの評価の課題等を見ますと、その課題の具体的な内容や、その原因までわかっているものと、なぜそこに課題があるか、原因を突きとめていないようなものがあるのです。

特に18ページの「地域力を高める」の執行状況の評価の①番、課題を見ますと、学習支援ボランティアの新規登録が目標値に達していないと。今回10件の新規登録を計画したところ7件だった。でも、過去の件数から言えば、大分増えているとは思いますが、これは増えていると認識したほうがいいのか、それとも目標値を達成していないからだめだという認識なのか。もし目標値を達成していないということであれば、その原因は何であるのか、その辺りについて、もしわかっていたら、この下の今後の方向性のところにそのこ

とは明記されると思いますが、ここには載っていないですね。学習支援ボランティアの新規登録を目標数に達する方向性については触れられていないので、その辺りのことについて、どのような認識があたりなのかということを知りたいと思います。

○生涯学習課長 ボランティアに関してでございますが、まず、評価といたしましては、目標を達しなかったこと、それが一番の理由でございます。

数につきまして、現状で多少増加傾向にはございますが、毎年の濃淡が非常に激しく、私どもも非常に困っております。

なぜ増えないのかという部分については、私どももいろいろと検討はしております。正直いろいろな方のお知恵を拝借しながらやっているところでございますが、登録をした場合であっても、本人が得意とする分野について学びたいという方があまりいらっしゃらない場合もありまして、ニーズとなかなかマッチをしていないところが一番大きいのではないかと考えております。

また、それも含めて、ボランティアの方の周知活動を私どもは一生懸命行っているつもりでございますが、それに対する周知がまだ足りないところもあると思いますので、前提としましては、制度の活用について、ほかのところに書いてございますが、全体の周知を行うとともに区民に対するニーズの調査、先ほどのご意見なども踏まえて、新しい分野で、先ほどの伝統的な分野も含めて新しくやったださる方を今後探していくような形で対応できないかと考えております。

○高森委員 ボランティアなので難しいと思います。その年々によって人数も変わってきますし、その都度その都度変えていかなければいけないので、これは本当に悩ましいところかなと思いますけれども、粘り強く続けていただければと思います。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 次に、報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり承願いたします。

3 3月の行事予定について

○矢下教育長 次に、3月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、資料6で3月の行事予定をご説明いたします。

教育委員会の定例会は、14日と31日に予定をしております。また、3月でございますので、区立保育園の修了お祝いの会、区立幼稚園・こども園の修了式、小・中学校の卒業式など、多数の行事が予定をされております。ご出席方よろしくお願ひ申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、行事予定については報告どおり了承を願います。

4 その他

○矢下教育長 その他、何かございますか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時32分 閉会